

山口 ゆめ花博 来秋開催

第35回
全国都市緑化
やまぐちフェア
はなはく

■日時
平成30年9/14(金)～11/4(日)
9:00～21:00
(無料エリアは17:00まで)
■場所 山口きらら博記念公園



花の谷ゾーン

■入場料
大人 当日1,200円
(前売 900円)
高校生 当日 800円
(前売 600円)
小・中学生 当日 600円
(前売 500円)
小学生未満 無料
※一部無料エリアもあります

■8つのゾーン
各ゾーンで、さまざまな遊びや体験などを楽しめます。
ウェルカム／花の谷／庭のパビリオン／森のピクニック／山の外遊び／海の外遊び／2050年の森／海の大草原

■期間 平成30年9月14日(金)～11月4日(日) 52日間
■有料エリア 9:00～21:00
■無料エリア 9:00～17:00
■会場 山口きらら博記念公園(山口市)

9月14日(金)開幕!

平成30年は明治改元150年の節目の年です。山口県では、明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」の中核イベントとして、9月から「山口ゆめ花博」を開催します。国内最大級の花と緑の祭典となる本博は、未来の山口を支える新しい公園の社会実験です。この取組を全国に発信するため、多くの皆さんのご参加をお願いします。

参加者募集中

■期間・会場

上記イベント概要に同じ

■募集内容

①県民参加「県民ゆめ花チャレンジ」：公園を楽しむ新企画、運営(ボランティア)と企画のサポートなど
②出展・イベント参加、音楽演奏、展示など
③営業参加・飲食、物販など

■募集期間 募集中

※各カテゴリーによって募集期間は異なります

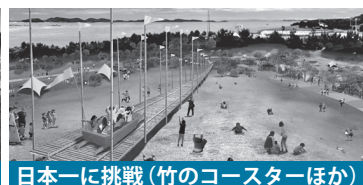
■問い合わせ

山口ゆめ花博事務局
(第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会事務局)
TEL 083-933-4805
※詳細は公式サイトからも閲覧できます
<http://yumehana-yamaguchi.com/>

山口ゆめ花博
6つの魅力



咲き誇る1,000万の山口県の花



日本一に挑戦(竹のコースターほか)



1,000のイベントと体験プログラム



子どもの育ちを支える公園



ファンタスティックなナイトプログラム



夢を持ち寄る県民参加プログラム



第69回人権週間
12月4日～10日

「みんなで築こう人権の世紀
く考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合おう」
昭和23年に世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められています。本市では、特設相談所の開設や街頭啓発などを通して、人権を考える機会の拡大に取り組んでいます。

平成29年度の活動目標

平成29年度は、女性や子ども、高齢者などの人権を守るとともに、さまざまな偏見や差別の解消を重点目標としています。
・女性(男女差別、DV、セクハラ)
・子ども(いじめ、体罰、虐待)
・高齢者(就職差別、虐待)
・障害者(乗車拒否、入居拒否)
・同和問題(結婚差別、差別発言)
・アイヌの人々(就職や結婚の差別)
・外国人(就職差別、入居拒否)

・HIV感染者・ハンセン病患者など(偏見・差別)
・刑を終えて出所した人(就職差別、入居拒否)
・犯罪被害者など(中傷、名誉棄損)
・インターネットによる人権侵害(名誉棄損や差別助長表現の掲載)
・北朝鮮当局の人権侵害問題
・ホームレス(嫌がらせや暴行事件)
・性的指向・性同一性障害者(少数派の人々に対する偏見、差別)
・東日本大震災に起因する人権問題(原発事故による被災者への差別)

人権相談を実施

人権を侵害されたと感じたときは、左記の窓口や人権擁護委員へ相談してください。

■山口地方事務局秋支局
TEL 0838-22-0478
■みんなの人権一〇番
TEL 0570-003-110
■子どもの人権一〇番
TEL 0120-007-110
■女性の人権ホットライン
TEL 0570-070-810
■インターネット受付窓口
パソコンから
<http://www.moj.go.jp/jinken/jinken13.html>
携帯電話から

http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html
■人権擁護委員
・長門地区 笹原 芳正
・三隅地区 野口 陽子
・田中 裕子
・日置地区 山崎 陽子
・中尾 努
・油谷地区 西中 正夫
・中川美智子
※相談日時などは市民課人権推進室へ問い合わせてください
■特設人権相談所
日時 12/21(木) 10:00～12:00
・場所 市役所1階市民相談室

「部落差別解消推進法」が施行されました

この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に平成28年12月16日に施行されました。

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。
■本ページの問い合わせ
市民課人権推進室
TEL 23-1299

長門市内での人権啓発活動



仙崎小学校



街頭啓発

街頭啓発のほか、小学校で花の苗や種を植える「人権の花運動」を実施。(平成29年度は仙崎小学校・俵山小学校の2校)



俵山小学校